

使用料・手数料の見直しについて

『第2期行財政運営指針』に基づき、以下の方針で使用料・手数料の見直しを行いますので、報告します。

■ 使用料・手数料の見直し(施設・サービスの使用料等の改定)の方向性

現状・課題	◆行財政改革大綱 2006 以降、受益者負担の見直しは未実施（消費税率の一部反映を除く）
	◆近年の物価高騰や人件費の急激な上昇
	◆受益と負担の公平性、住民以外の利用もある中での負担の公正性、減免基準の統一



第2期行財政運営指針に基づき、使用料・手数料を見直し（施設・サービスの使用料等を改定）

【『第2期行財政運営指針』3 増収対策 ○受益者負担のあり方見直し の該当部分】
受益者負担の原則に則り、使用料・手数料全般について、原価積上げ方式による見直しを行います。 ※R4以降に見直しを行い、2百万円/年の増収

⇒ 今回の見直しによる増収分は施設の設備修繕などの利用者の利便性向上にも活用

【具体的な内容】

1. 物価高騰等や近隣市町類似施設との均衡を踏まえた料金を設定

- ◆施設の維持管理費用やサービスコスト(人件費を含む)を基礎とする「原価積み立て方式」で類似施設・サービスの料金を統一した上で、施設・サービスの性質に応じ、公共性の強弱に応じた割合「受益者負担率(原価のうち何%を料金で回収するか)」に基づき、料金を設定。

2. 調整基準を設定（住民以外の利用もある中での「市民以外利用の割増」の新設 など）

- ◆市民以外利用の割増：市民以外の方が利用する場合の使用料等は市民利用の2～3倍とする
- ◆営利目的利用の割増：営利目的の利用の場合には市民利用の5倍とする ※現行基準と同様
- ◆団体利用区分の設定：団体料金を設定する場合は20人以上とする ※現行基準と同様

3. 統一的な考え方で減免基準を設定

※現在、この考え方での試算結果に対する諸調整（同種・類似施設(サービス)間でのバラつき調整、近隣市町との均衡等）を実施中であり、市民生活に与える影響も配慮し、料金を設定。また、にっこりなど、現在徴収していない施設・サービスについても、料金設定等を検討中。

■ 今後(当面)の予定

- ◆令和7年4～5月予定：「持続可能な行財政運営有識者会議」の開催

⇒見直しに係る料金設定、調整基準、減免基準等を意見交換

- ◆令和7年6月議会予定：『施設・サービスの使用料等の料金改定』（案）の報告